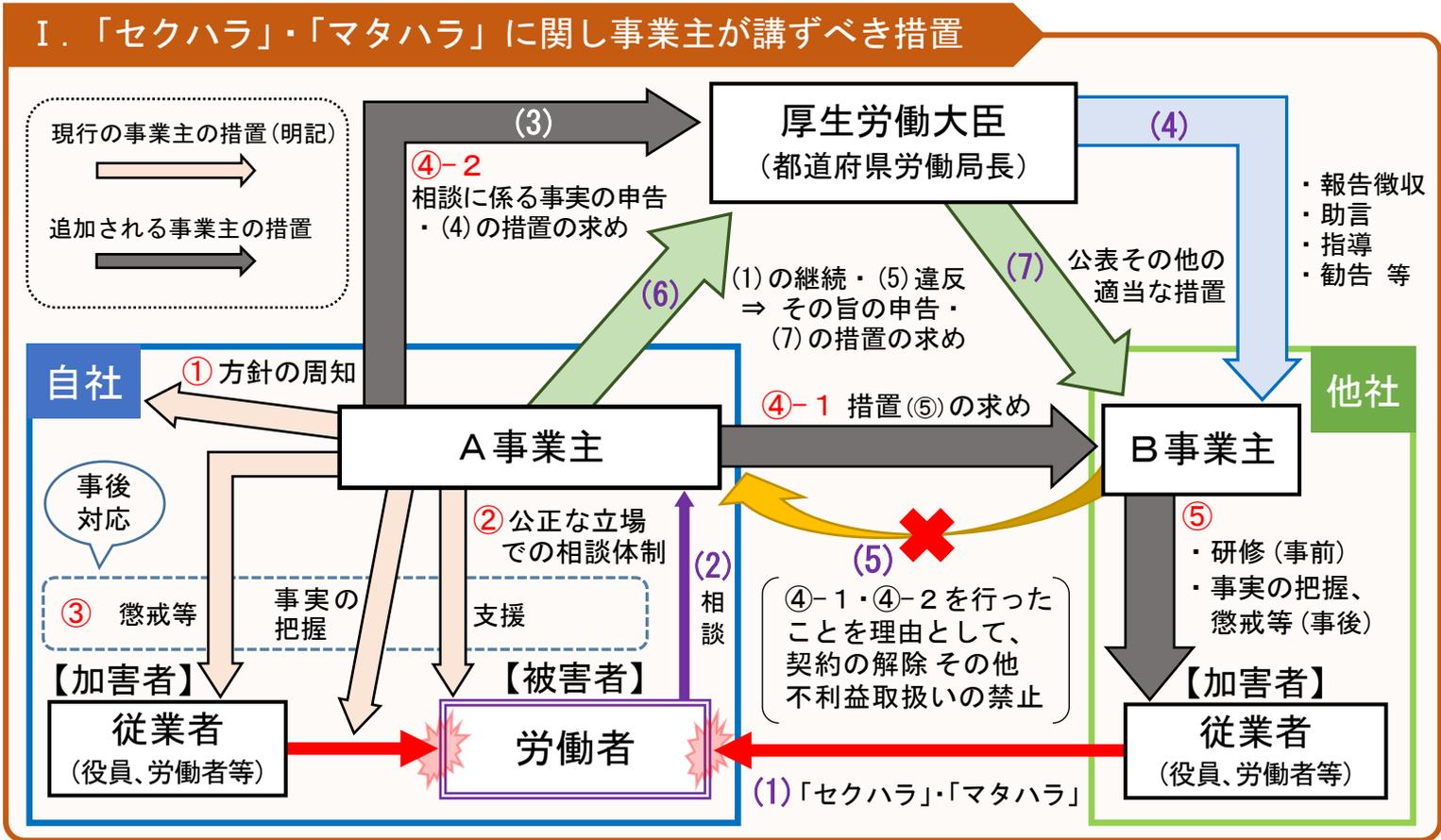


# 「セクハラ」・「マタハラ」に係る男女雇用機会均等法の改正について

## I. 「セクハラ」・「マタハラ」に関し事業主が講ずべき措置



## II. 国・地方公共団体・事業主・従業者の責務

- ① 国・地方公共団体は、「セクハラ」又は「マタハラ」を行ってはならないこと、「セクハラ」又は「マタハラ」をなくすことが労働者の職業生活の充実にとって不可欠であること  
その他「セクハラ」又は「マタハラ」に起因する問題に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、啓発活動その他の措置を講ずること
- ② 事業主は、①の措置に協力すること
- ③ 事業主・従業者は、労働者に対して「セクハラ」又は「マタハラ」を行わないようにすること

## III. その他の施策

- ① 相談等を行った労働者に対する事業主の不利益取扱いの禁止
- ② 他の事業主から措置の実施に関し協力を求められた場合の事業主の協力
- ③ 事業主による男女雇用機会均等推進者の選任義務
- ④ 「セクハラ」・「マタハラ」に関する措置を講じる事業主に対する援助 (援助を行うに当たっては、中小企業者に対して特に配慮)
- ⑤ 調停の出頭・意見聴取の対象者の拡大
- ⑥ 「セクハラ」・「マタハラ」に関する調査研究

## IV. 検討規定

- ① 「セクハラ」・「マタハラ」の禁止規定の創設
- ② フリーランサー・就活中の者への「セクハラ」・「マタハラ」に関する施策
- ③ その他のハラスメントに対処するための施策

- 国家公務員についても、I から III までの改正を踏まえた措置を実施
- 施行期日：公布の日から 1 年以内の政令日